

森林の管理に関する新しい制度 〔森林経営管理制度〕

森林経営管理制度がスタートしました

(令和元年度より)

森林経営管理制度とは？

個人や共同で所有している森林（杉の人工林）で、管理していない、管理できない森林を大江町が仲介役となり、より良い森林をつくっていく制度です。

森林経営管理制度の概要

- ①森林の調査・・・10年以上施業(間伐等の手入れ)がされていない森林を抽出
所有者毎におおまかな杉の本数、材積を UAV により調査
- ②対象者の方へ案内・・・意向調査のための説明会を開催(森林所有者全員ではない)

ステップ 1

大江町役場

大江町が杉の人工林をお持ちの森林所有者のみなさまに、所有している森林を今後どのようにしていきたいか、アンケートを通じてお考えやご意見をお伺いします。

「自分で管理したい」、
「大江町に管理を依頼したい」など
アンケートで意思表示します。

ステップ 2

森林所有者

ステップ 3

大江町役場

森林所有者

管理を依頼したい方は、必要に応じて協議を行い
経営管理を事業体へ依頼する手続きをします。

※ 場合によっては必ずしも町が受けられるとは限りません

依頼した森林はどうなるの？

